

秋田市告示第261号

秋田市消費生活条例（平成9年条例第43号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、不適正な取引行為を次表のとおり指定したので、秋田市消費生活条例施行規則第4条の規定により告示する。

令和4年10月11日

秋田市長 穂 積 志

条例第18号第1項第1号に該当する不適正な取引行為		
1	販売目的の隠匿・偽装	商品もしくは役務（以下「商品等」という。）の販売もしくは提供（以下「販売等」という。）の意図を隠して、もしくは商品等の販売等以外が目的であるかのように接近し、もしくは人を集めて、又は広告等で誘引することにより契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
2	重要な事実の不告知	商品等の内容、解約条件等消費者にとって重要な事実を告げずに契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
3	取引内容等の説明不足	商品等の内容、解約条件等消費者の判断に影響を及ぼすことになる重要事項の説明を不十分又は不明確に行うことにより契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
4	事実の不実告知	商品等の内容、解約条件等消費者の判断に影響を及ぼすことになる重要事項に関して虚偽の事実を告げることにより誤認させ契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
5	義務の誤信・強調	商品等の購入もしくは利用等（以下「購入等」という。）もしくは設置等が法令等の義務であるかのように告げて、又は誤解を招きかねない説明をすることにより契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
6	誤信を招く情報提供	消費者が契約する意思を決定するために重要なことについて、誤信させ、もしくは不安を覚えさせるような事実を告げることにより契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
7	優良・有利の誤信を招く表現	商品等の内容、取引条件等が実際のものよりもしくは他より著しく優良もしくは有利であるかのように説明し、又はそのような広告を用いて誘引することにより契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
8	著名な商品等と誤信させる行為	商品等の名称、形状等に関して、他の商品等と同一もしくは類似するものと誤信するよう故意に紛らわしくすることにより契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
9	断定的判断の提供	商品等の購入等に当たって得られる効果、利益、成果等将来における不確実なことについて断定的な判断を提供することにより契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
10	契約締結の不当な誘導	スマートフォン、パソコン等の電子機器を使用して商品等の購入等をする際に、当該操作が契約の申込み又は承諾になることをあらかじめ知らせずに操作を誘導して契約を締結させる、資料請求又は見積請求が契約の申込み又は承諾になることをあらかじめ知らせずに契約を締結させる等の不当な手段を用いること。
11	身分詐称	自らを官公署もしくは著名な法人の職員もしくは関係者と偽り、その認可、委託等を得ている等の言動を用いて消費者を安心させることにより契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
12	身分隠匿	身分、住所、連絡先等を明らかにせずに契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
13	法定書面の不交付	法令で交付が義務付けられている書面を交付せずに契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
14	契約締結後の不当な行為	スマートフォン、パソコン等の電子機器を使用して商品等の購入等をする際に、契約内容を確認のうえ契約が成立したと同時に割引クーポン等を表示し、その使用により消費者の意に反した契約内容が変わる等不当な行為により誤認させ契約を締結させること。
条例第18号第1項第2号に該当する不適正な取引行為		
1	長時間・威圧的勧誘	訪問、電話、メール等の手段により、長時間、長期間もしくは複数回にわたる威圧的なもしくは不安を覚えさせる言動等により契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

2	不退去・退去妨害	消費者が自宅、職場等から退去してほしい、もしくは勧誘を受けた場所から退去したい旨の意思を表示したにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
3	路上等での不当な勧誘	消費者の意に反して、路上その他の場所で呼び止め、もしくは電話により営業所等に誘引して、執ように、又は威圧的な態度により契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
4	早朝・深夜等の勧誘	消費者の意に反して、早朝、深夜その他正常な判断が困難な状態のときに、訪問し、又は電話することにより契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
5	虚偽の内容を記載させる行為	消費者の年齢、職業、肩書き、収入その他契約に際して重要な事項について、契約書等に虚偽を記載するよう唆して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
6	知識・判断力の不足に乗じた勧誘	消費者の知識、判断力、経験等の不足に乗じて、商品等の内容、取引条件、契約成立のタイミング等に関して必要な説明をせず、又は難解な、もしくは不十分な説明で理解を妨げることにより契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
7	不適正なメール等による勧誘	消費者の拒絶の意思に反して、もしくはその意思表示の機会を与えず、メール等の通信手段を介して一方的に広告等を送信することにより契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
8	心理的不安に乗じた勧誘	消費者の生命、身体、財産、健康、運命等生活上の不安を煽る言動により契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
9	心理的負担を利用した勧誘	商品等の販売等を目的として、親切行為、商品等の無償提供等により断りにくい等の消費者の心理的負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
10	契約前の一方的な商品等の販売等	消費者が契約の承諾もしくは申込みの意思表示をする前に、一方的に商品等を消費する等原状回復を困難にする等により契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
11	正常な判断を妨げる行為	催眠、靈感、集団心理その他消費者の合理的な判断を妨げる状況を作ることにより契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
12	資金調達の強要	消費者の意に反して、貸金業者等からの借入れその他の信用の供与を受けることを目的に当該機関と契約を締結するように勧誘し、又は契約を締結させること。
13	一方的送りつけ後の費用請求	消費者が商品等の購入等の意思を示していないにもかかわらず、商品を一方的に送りつけて代金引換で受領させ、又は一方的に対価を請求する等により契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
14	不当な訪問購入	事業者が消費者から物品を購入するに当たって、その勧誘を受ける意思があるかどうかを事前に確認せずに自宅等に訪問して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
15	拒絶した者への勧誘	消費者が契約を締結しない意思を示したにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
条例第18号第1項第3号に該当する不適正な取引行為		
1	契約解除等の権利の制限	申込みの撤回、契約の解除又は取消し、契約無効の主張等の消費者の権利を制限して、契約を締結させること。
2	不当な違約金等の定め	損害賠償金、違約金、契約解除に伴う清算金等の負担が不当に高額又は高率であるなど、著しく不当な内容の契約を締結させること。

3	不当な過量販売・長期契約	消費者の年齢、身体状況、財産、家族構成等に照らして、不当に過大な量、不当に長期にわたる供給、又は著しく不必要と認められる商品等の契約を締結させること。
4	過剰与信となる契約	商品等の購入等に伴い受ける信用が、消費者の返済能力を著しく超えることを知り、又は知るべきだったにもかかわらず、信用を供与し、又は信用の供与と一体をなした内容の契約を締結させること。
5	不当な裁判管轄等の定め	契約に関する訴訟における、裁判管轄その他の契約に関する紛争又は苦情処理等について、消費者に不当に不利な内容の契約を締結させること。
6	不当な免責条項の定め	事業者に瑕疵がある場合又は事業者が責任を負うべき場合でも、返品ができない、又は事業者が免責される等消費者に著しく不利になる内容の契約を締結させること。
7	契約書面の虚偽記載	消費者が購入等の意思を示していない商品等又は契約前に説明した内容と異なる商品等もしくは条件等を記載した契約書を事業者が作成し、契約を締結させること。
8	名義を借用した契約	消費者に対して名義の貸与を求め、これを使用して、その意に反する債務を負担させる内容の契約を締結させること。
9	出会い系サイトによる不当な要求	他者との交際を希望する者が利用するサイト内において、相手の好意の感情を利用し、又は相手に好意の感情を示し、関係の維持又は進展に必要であると認識させて不当に金銭を要求し負担させること。
条例第18号第1項第4号に該当する不適正な取引行為		
1	不適正な与信契約	事業者が不適正な取引行為を行っていることを知り、又は知り得る状況にありながら、商品等の購入代金に相当する額の金銭を貸し付け、又は信用を供与すること。
条例第18号第1項第5号に該当する不適正な取引行為		
1	不当な手段による履行強制	消費者等を欺き、威迫し、もしくは困惑させ、早朝深夜等の迷惑を覚える時間帯における電話や訪問その他の不当な手段を用いて債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。
2	心理的圧迫による履行強制	正当な理由がないにもかかわらず、消費者の不利益な情報を信用情報機関もしくは関係者に通知する旨の言動を用い、心理的な圧迫を与えて債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。
3	金銭調達の強要	消費者等を欺き、威迫し、又は困惑させて、預金の払戻し、生命保険の解約、金銭の借入れ等の方法により金銭を調達させ、債務の履行をさせること。
4	義務なき者への債務履行請求	法律上、消費者に代わり債務を負担する義務のない者を欺き、威迫し、又は心理的な圧迫を与えて債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。
5	請求根拠の不明示	事業者の氏名、名称、住所等自らを特定する情報もしくは請求の根拠を明らかにせず、又は偽ったまま債務の履行を迫り、又は債務を履行させること。
条例第18号第1項第6号に該当する不適正な取引行為		
1	不当な履行義務違反	履行期限が過ぎているにもかかわらず、消費者からの債務の完全な履行がない旨の申出に対して、正当な理由なく契約に基づく債務の履行を遅延させ、又は拒否すること。
条例第18号第1項第7号に該当する不適正な取引行為		

1	加盟店管理義務違反	加盟店が不適正な取引行為を行っていることを知りながら、又は加盟店を適切に管理していれば知り得たにもかかわらず、与信契約の締結を勧誘し、又は与信契約を締結させること。
2	抗弁権接続の不当妨害	正当な根拠に基づき支払を拒否することができるにもかかわらず、電話、訪問その他の手段を用いて不当に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。
条例第18号第1項第8号に該当する不適正な取引行為		
1	クーリング・オフ妨害	クーリング・オフの権利の行使に際して、これを拒否し、又は威圧する等の手段をもって妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。
2	クーリング・オフ妨害 (口頭行使)	クーリング・オフの権利の行使に際して、消費者の口頭による行使の事実を認めておきながら、後に書面等によらないことを理由として契約の成立又は存続を強要すること。
3	クーリング・オフ妨害 (商品等の使用)	クーリング・オフの権利の行使に際して、消費者の自発的な意思によらない商品等の使用又は債務の履行開始を理由として契約の成立又は存続を強要すること。
4	クーリング・オフ妨害 (手数料等の要求)	クーリング・オフの権利の行使に際して、損害賠償金、手数料、送料等法令上根拠のない要求をして消費者の権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。
5	継続的取引の中途解約の拒否等	商品等の継続購入等の契約を締結した場合において、正当な根拠に基づく中途解約の申出を不当に拒否し、不当な違約金を要求し、又は威迫する等により契約の存続を強要すること。
6	解約手続の不実	解約に係る手続を著しく困難にし、又は制限する等の不実の手段を用いて契約の成立や存続を強要すること。
7	解約後の義務不履行	クーリング・オフの権利の行使、申込みの撤回、契約の解除等が行われたにもかかわらず、返還義務、原状回復義務等の履行を正当な理由なく拒否し、又は遅延させること。